

令和8年6月定例会 総務委員会（付託）

令和8年6月23日（火）

〔委員会の概要 生活環境部・労働委員会関係〕

出席委員

委員長	平山	尚道
副委員長	曾根	大志
委員	福山	博史
委員	岡田	理絵
委員	元木	章生
委員	長池	文武
委員	立川	了大
委員	浪越	憲一

委員外議員

議員	扶川	敦
----	----	---

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	三木	真由美
議事課係長	若松	章予

説明者職氏名

〔生活環境部〕

生活環境部長	加藤	幸一
生活環境部交通・生活安全担当部長	吉成	浩二
生活環境部副部長	原	政敏
生活環境部副部長	重田	英紀
生活環境部次長	都築	謙治
生活環境政策課長	林	耕治
県民ふれあい課長	岩田	美穂
労働雇用政策課長	井口	貴弘
労働雇用政策課担当課長	織田	崇雄
労働雇用政策課移住交流室長	南部	玲子
多文化共生・人権課長	山名	由起子
交通政策課長	橋本	貴弘
消費者政策課長	城福	隆志
安全衛生課長	中村	卓史
サステナブル社会推進課長	奥田	理悦
資源循環課長	加藤	貴弘

環境管理課長

田中 麻理

〔労働委員会〕

労働委員会事務局長

勝川 雅史

労働委員会事務局次長

小島 寛司

労働委員会事務局審査調整課長

中山 貴晶

生活環境部

【報告事項】

- 水素エンジンハイブリッド車技術実証について（資料 1）

労働委員会

【報告事項】

- 調整事件について（資料）

平山尚道委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時05分）

これより生活環境部・労働委員会関係の審査を行います。

生活環境部・労働委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

加藤生活環境部長

この際、1点御報告させていただきます。

資料 1 を御覧ください。

水素エンジンハイブリッド車技術実証についてでございます。

本県においては、脱炭素社会の実現に向け、EVや蓄電池の普及に加え、次世代エネルギーの切り札となる水素の利活用など、あらゆる選択肢を追求する全方位戦略で取り組んでおります。

そうした中、この度、トヨタ自動車株式会社から、水素エンジンを搭載した車両にて、地産地消の水素を使用して走らせる技術実証を行いたいとの御提案を頂いたことから、本県の地域資源である水素インフラ設備の有効活用のため、同社と協働し、実証を実施することといたしました。

実証に使用する車両は、ハイブリッドシステムを搭載した水素エンジンハイエースであります。これを県が無償で借り受け、県内のホテルや大学など 6 者の実証パートナーに通常業務の中で使用いただくことで、実際のビジネス現場における実用性を検証することとしております。

今後のスケジュールといたしましては、来る 7 月 7 日、鳴門公園において関係者による出発式を開催し、同日より 12 月 22 日までの期間、県内を実際に走行いたします。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

勝川労働委員会事務局長

この際、1点御報告をさせていただきます。

報告資料の2ページをお開きください。

さきの事前委員会以降、新規に申請のあった1件の調整事件について御報告を申し上げます。

調整事件とは、労働組合と使用者の間で発生した労働争議について両者の自主的な解決が図られるよう、労働委員会において必要な支援を行うものでございます。

この事件における使用者の業種は製造業となっており、労働組合から令和8年6月12日に組合員に対する配転命令の撤回及び誠実な団体交渉の実施を求めて、あっせんの申請があったものでございます。

今後、円滑な解決に向け適切に対応してまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

平山尚道委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

私からは、廃棄物に関して2点質問いたします。

まず、県が今年度予定しております災害時に発生する廃棄物の処理計画についてお聞きします。

県では、本年2月に公表されました南海トラフ巨大地震に関する被害想定を踏まえ、災害廃棄物の処理計画の見直しを検討しているとお聞きしております。

現在の検討状況と今回の見直しのポイントはどのようなものがあるか、お伺いいたします。

加藤資源循環課長

ただいま福山委員より、災害廃棄物の処理計画について御質問を頂きました。

県におきましては、本年2月に公表されました南海トラフ巨大地震における新たな被害想定に基づく災害廃棄物処理計画の改定作業として、災害廃棄物の発生量、津波堆積物の発生量、避難所の発生ごみ、仮設トイレし尿収集量、廃棄物の一時仮置場面積などといった災害時の廃棄物関係のデータについて再算定の作業を開始いたしました。

また、来月14日には改定に向けた具体的な方向性を検討するため、県の関係部局に災害廃棄物の処理主体となる市町村、県内全市町村が災害時の連携協定を締結する一般社団法人徳島県産業資源循環協会、さらには新たに災害廃棄物の処理に特化したセクションが選出された中国四国環境事務所にも参画いただき、関係者による意見交換の場として連携

ミーティングを開催することといたしております。

委員お話しのとおり、令和6年1月に発生した能登半島地震では2年を超える長期間にわたる災害廃棄物処理が復旧・復興の大きな課題となったことを教訓として、この度の改定においては連携ミーティングの場を活用し、先行事例や専門的な研究内容についてしっかり分析し、迅速な公費解体の手法や都道府県域を超えた広域的な災害廃棄物の処理について踏み込んだ検討を行い、今年度中の改定を実施したいと考えております。

福山博史委員

能登では多量の災害廃棄物の撤去に長期間を要し、復旧・復興を阻害する大きな要因となったとお聞きしております。

特に、小規模の市町村単独では到底処理できない量となる災害廃棄物について、県が国や他の都道府県、民間事業者と連携し、円滑な処理ができる具体的な体制づくりについて、計画の中でしっかり位置付けていただくようお願いいたします。

また、いざ発災の際に迅速な対応を行うためには、普段からの関係機関との顔の見える関係づくりは必須となります。

そのため、関係者が一堂に集まる実地訓練の継続的な開催が大変効果的と考えており、今年度の実施に向け是非積極的に御検討をお願いいたします。

次に、県では今年度より長期的な視点に立って、市町村のごみ処理の広域化に向けての検討をスタートするとお聞きしておりますが、こちらについても現在の状況及び今後どのような方針で計画づくりを進めていくのか、お伺いいたします。

加藤資源循環課長

ただいま福山委員より、広域的なごみ処理計画について御質問を頂きました。

ごみ処理施設の広域化については、焼却炉の高度化・効率化を進めるため平成9年の環境省通知に基づき、全国全ての市町村で広域化計画が策定され、施設の広域化に向けてこれまで取組が進められてきたところでございます。

通知から25年以上が経過し、令和6年度末、市町村を取り巻く環境も大きく変貌している現状を踏まえ、国において新たな通知が発出され、都道府県が主体となって市町村と緊密な連携を図り、2050年という長期的な視点での広域化計画を策定することが求められているところでございます。

現在、県におきましては事前準備として各市町村のごみ処理の手法や施設の状況について確認作業を行っており、来月30日には県、市町村、一部事務組合に、オブザーバーとして中国四国環境事務所も加え、徳島県ごみ処理広域化・集約化協議会を新たに立ち上げ、第1回目の会議を開催することといたしております。

今後は本協議会におきまして、市町村の意向調査としてアンケートやヒアリング作業を実施するとともに、今、資源の枯渇や物価高騰により官民を挙げて期待される資源循環の推進の観点もしっかりと踏まえまして、これまでの単なる焼却施設の広域化というだけにはとどまらない、将来的な持続可能性の高いごみ処理体制の構築に向けた計画づくりを進めてまいります。

福山博史委員

長期的視点で見れば、人口減少によりごみの量自体も減少していくことが予想されます。

さらに、物価高騰の中で廃棄物を資源と捉え、経済活動の中で循環させていくサーキュラーエコノミーの重要性が高まる今、廃棄物の再資源化は今後ますます進むことが予想されるということです。

プラスチックを化学的に分解し再構成するケミカルリサイクルの推進など最新事例をしっかりと研究し、2050年という一歩先の未来を見通し、廃棄物の効果的、効率的な処理につながる計画づくりを進めていくようお願いして、質問を終わります。

岡田理絵委員

やっと総務委員会に来たので最低賃金の話をしたいんですけども、去年、一昨年と経済委員会で最低賃金の話をする直接の担当部署はこちらのほうだという話だったので。

まず、最低賃金が1,046円にアップして非常に喜んでくださっている方もいらっしゃるんですけど、雇っている側の零細企業の皆さん方にとっては一気に66円上がったというところで、次は、幾ら上がるんだろうと心配をされております。大体10月、11月ぐらいに金額が出てきて、今回は令和8年1月1日から上がるということで、その猶予を2か月間くれたというのが、皆さんが整えていく意味では、それぞれの事業主さんたちには本当に有り難かったなと思うんです。

ただ、まだまだ先の話のようなんですけども実際、具体的にどれぐらい上がる想定をされているのか。またいつ頃か。決まった後、今年のように猶予をもらえるのかというところは、どのような感じなのでしょう。現状を一度伺いさせてもらいたいと思います。

井口労働雇用政策課長

今年度の最低賃金のスケジュール感や規模感みたいなお話を頂いたかと思っております。

まず、最低賃金につきましては、昨年の骨太の方針2025では、石破総理の時でしたが、2020年代に最低賃金1,500円を目指してということでございました。

その後、中央最低賃金審議会で、本県の場合は63円の目安が出たというところでございます。

その後、高市総理になりまして、昨年秋の経済対策では最低賃金に関する具体の目標がなかったということで、賃金を上げられるような力強い経済に成長するんだというようなトーンでお話をされていたかと承知しています。

現在、国で、本来でありますと6月下旬に向けて今年の骨太の方針が出るところですが、若干遅れていて7月に入るかという報道がなされたところでございます。

ですので、最近の様々な経済情勢も踏まえた形で、骨太の方針に反映されていくのかと考えてございますので、まず、その記載等を見てというそれが1点です。

あと、中央最低賃金審議会でも、最低賃金法で最低賃金については労働者の賃金であるとか生計費、そして通常の事業に係る賃金の支払能力、こういったデータを考慮して決めなさいということになっていますので、そういったものも総合的に併せて、今後中央最低賃金審議会が7月末、昨年は8月頭にずれ込んだのですが、そこで具体的な目安が出てくるかと考えております。

現在、どれぐらいの金額が出るのかは私も実は全く分からないので、7月中旬の国の骨太の方針であるとか、その後の中央最低賃金審議会の審議の状況、そして目安が幾らで出てくるのかもじっくり見ていきたいと考えております。

また、最低賃金の適用日のお話を頂いたかと思えます。

最低賃金を具体的にいつから発効しなさいというのは、正直ないのですが、これまでの慣例的に10月1日を目指して審議されていたところでございます。

8月上旬までに審議会で答申が出そろえば、それに対する異議の申立てを行い、国で官報を出して、掲示して30日後ということで、大体10月1日を目指して各都道府県は暗黙の中で審議しているという状況でございます。

去年は、ちょうど8月の頭に目安が出ましたので、審議が少しずつ遅れたということがございますので、大多数のところが10月中旬とかでございました。

最低賃金法では、一応公告して30日後が一つの目安であるんですが、別途定める場合は、地方の審議会で実は発行日が別途決められることになっておりまして、本県はじめ6県が1月以降の発効日となったところでございます。

それぞれ理由といたしましては、大幅な賃上げに対応するために、それまでの価格転嫁を行うであるとか、各種国の支援策を活用するであるとか、年末年始の急激な賃金上昇ですので11月、12月の繁忙期での働き控えは回避したいという事業主側の御要望も踏まえて、それぞれ労使でお話がなされて、審議会で具体的に日にちを決定されたということでございます。

岡田理絵委員

いろいろな経緯があつてという部分では、10月ぐらいが目途で大体決まってくるという話なんですけども、今は経営者の方にとって一番の問題は物価高という部分と、イランの状況、ホルムズ海峡が60日間は停戦して船が動くという話なので、いきなり油の値段が落ち着いてきそうなんですけど。

ただ、資材不足についてはナフサがすぐにできるのかとか、その部分でサプライできるようになったら、今備蓄している分が市場に出てきて、そこで品薄というのがなくなるのかなというふうなところもあるんですけど。

一人親方の皆さんに聞いても、個人事業主さんに聞かせてもらっても、材料がないから動けないという話もあれば、なかなか高くて手が出ないという話もありますし、なおかつ最低賃金が上がってくると人を雇おうと思っても雇えないというお話もある一方で、また今度、自分たちが値段を決められない職業の方たちにとっては、その分を儲けなければいけないというような仕組みになってくるところもあります。

最低賃金が上がっていくことに当然物価高の部分がありますので、その部分が連動して上がっていくということは想定されるんですけども、その中でなかなかそのとおりにいかない事業主もいらっしゃるというところも踏まえて、後の手立てを考えていただくか、また併せて支援策を検討していただきたいなど。まだ先の話なんですけど、でもこの話、実はいろんな皆さんから言われますので。

また、一部には1,500円だったら早くなったらいいと言われる方もいらっしゃるんですけども、払う側になったらそれだけ出すのは厳しいという現実もございますので、その

あたり、またいろいろなところでの意見、お話も集めてもらって、現状の部分と向き合っていればと思うんですけど、いかがですか。

井口労働雇用政策課長

最低賃金の引上げに関して支援をというところでございますが、大幅な引上げとなりました令和6年度につきましては、速やかに事業者の方にアンケート調査なり、県の担当が企業を直接訪問させていただくなどして、直接事業者の方々に影響であるとか経営に関する課題というような生の声をしっかりお聞きして、各種事業をさせていただいて、それぞれまた直接支援という激変緩和の一時的なものとして特別にお認めいただいた特例かつ特別措置なども実施させていただいたところでございます。

県としましては、企業の持続的な成長というのが第一であり、そしてそれに伴っての賃上げによる地域経済の好循環を目指していくべきだと考えております。

今後も事業者の視点に立った支援を行っていけるよう、鋭意検討してまいりたいと考えています。

岡田理絵委員

令和6年度の支援制度として設定された金額が使い勝手が悪かったというところも伺っていますので、支援制度としてしていただく場合には現状に合った金額の部分で、皆が幾ら払っているかということと、実際、最低賃金では人が集まらないからそれ以上出しているというお声も聞こえますので、そのあたりも含めながら、均等に皆さんが申込みができるような制度に是非していただいて、非常に厳しい経済状況の中を乗り越えて継続できる、先ほどおっしゃっていただいたように持続できる経済といいますか、経営ができるような取組になるように是非お願いしたいと要望させていただきます。よろしくお願いいたしますと思います。

本会議でも南海フェリーについて質問といいますか、皆さんの声がありますので是非残せるようにと要望させてもらっていたんですけども、実は、その話をもらっている徳島大学の学生さんから、脱炭素社会を考える重要なインフラになるのではないかとということで、学生の考えということでメールをもらいました。

徳島・和歌山間の物流で、トラックだけで陸路を走るよりも南海フェリーを利用したほうがCO₂排出量を大幅に削減できるのではないかと、また排出量取引制度やカーボンクレジット取引などで適切に評価されれば南海フェリーの利用のメリットが上がって、利用者の方たちを増やせるかもしれませんよとか、モーダルシフト推進の観点から南海フェリーを環境価値のある社会インフラとして発信することができれば、一般の方の利用も上がって存続につながっていくのではないのでしょうかみたいな、本当にすごく真剣に南海フェリーを残してほしいという声の一つとしてメールをもらっているんです。

この子は和歌山から徳島大学に来てくれていて、それがなくなると非常に往来が大変だということでの学生さんの生の声といいますか、本当に深刻に困っている声なんです。これも踏まえて本会議で答弁を頂いて、いろいろ検討していきますという話なんですけれども、環境に配慮したということでの取組としていかがでしょうか。

橋本交通政策課長

ただいま岡田委員より、徳島大学の学生さんからの南海フェリーの環境性能を評価しまして維持につなげていけないものかという貴重な御意見を頂いたところです。

CO₂削減の観点について、一般論としまして、例えば物流面におきましてのフェリーの輸送というのは大量の貨物を一度に運ぶことができますので、トラック輸送よりもCO₂の排出量というのが少ない輸送手段でございます。

本県におきましても、様々な南海フェリーの利用促進の取組を行ってきた中で、令和4年度、令和5年度になりますけれどもフェリーのCO₂削減の優位性に着目しまして、県内事業者を対象にトラック輸送から南海フェリーを活用した輸送へと転換を行った場合、フェリー利用料の一部補助を行います徳島和歌山航路モーダルシフト推進事業を実施したところでございます。

この事業の実施期間中、一定のフェリー輸送への転換というのが見られたものの、その後、南海フェリーのトラック利用というのは減少傾向がずっと続いている状況でございます。

この事業を実施した際に県内事業者にはアヒアリングを行ったところ、フェリーの環境の優位性というのは理解しつつも、明石ルートと比較した場合に時間の効率、あるいは経済効率、コスト効率の観点から経営上陸路の選択にならざるを得ないというようなところがございまして、このフェリーの持つ環境優位性に関しまして、南海フェリー徳島・和歌山航路については、それが経営上の強みになっていないというのが現状でございます。

こうした観点も含めまして、この徳島・和歌山航路を取り巻く経営環境というのは非常に厳しい状況にございますが、引き続き関係自治体と連携しまして、国への支援要望など新たな事業者による航路の維持存続、これを基本として様々な可能性を模索してまいりたいと、このように考えてございます。

岡田理絵委員

結局、脱炭素社会と言いながらトラック業者にとって陸路のほうがいいというところで、県はそちらにシフトしたという話でいいんですか。

橋本交通政策課長

当然、脱炭素社会を目指すというところは、県としても取り組んでいるところでございます。その観点というのは重要な観点だと思っています。

そういった観点で我々、特に物流関係、トラック輸送というのはCO₂排出がございまして、フェリーの利用促進といったところも引き続き呼び掛けていきたいとは考えてございます。

そういった中で、最後は、経済活動としてトラック事業者が、なかなかそういった選択は取りづらいという状況があるのかと認識してございます。

岡田理絵委員

そうしたら、トラック業界さんに対して環境に配慮した整備をするというので助成していますよね。それはここではないのかな。

だからトラックの支援をするときに、環境に配慮した車の使い方を考えるとかというところで多分、業界に出されていると思うんですけども、そこと整合性は合うんですか。

橋本交通政策課長

商務戦略課が所管しているかと思うんですけども、一般社団法人徳島県トラック協会のほうに一定の金額を支援して、その中で一般社団法人徳島県トラック協会が、そういった環境性能の高い車両整備でありましたり、環境に配慮した取組を支援しているというのは存じていて、当然トラック業界としてもCO₂削減という取組は推進されている状況であります。加えて、そういった令和4年度、令和5年度の、先ほど言いました私どものモーダルシフト推進事業も一般社団法人徳島県トラック協会と連携して利用促進を促してきたところであります。

そういったことで、当然県として環境性能、環境経営といったところは推進していて、その方向性は変わらないと考えております。

岡田理絵委員

この直接の部署ではないところで聞いているのは事実なんですけれども、歯切れの悪い答弁ありがとうございます。

これからの環境に関して脱炭素社会という部分で化石燃料を減らしましょう、CO₂を削減しましょうという大きな目標があって、その取組でフェリーの在り方や活用の仕方は実証実験された4、5年前からずっと言われていて、それとまたJRを使って、トラックではなくてJRに切り替えることによって二酸化炭素排出量が減るとる言われております。

南海フェリーさんの活用よりも陸路に行くほうが非常に利便性が高いし、和歌山県が目的地であればそちらを使ってくれると思うんですけど、徳島の業者が大阪なり、また違う所なりが目的地であれば、フェリーを利用していくというところの利便性がなかなか低いというようなお話なのかと思います。

いずれにしても、次の経営者であったり、またどうしていくかというところは、県民の皆さんからの声としましては若い方、それと歩き遍路の方とか、観光客の方、車を利用していない方の利用率というのは非常に高いところもありますので、そのあたりも、フェリーをなくすならその方たちをどうするのか、例えば和歌山県行き的高速バスを作ってくれるのかとか、代替はどういうふうにしていくのか、どうシフトしていくのかということも含めながら、ただやめる、撤廃するではなくて、次の交通手段というのを見える化してもらうことによって、皆さん方は少しは安心していけるのかなと思いますので、そのあたりも含めて是非議論してもらいたい。

ただ50ccバイクに関しては出られませんので、徳島県から直接関西には。その部分で50ccバイクの方にどう対応していくのかというところは、これからの徳島県の課題です。50ccバイクが若干排気量が大きくなるというような、今の原付バイクがなくなるのかな、形が変わるというようなお話も聞いていますけれども、まだ現状乗られている方もいらっしゃると思いますので、それについてどうしていくのかというのを含めて今後いろいろ検討してもらいたいと要望して終わります。

それで、水素エンジンのハイブリッドの車が先ほどの説明にあったんですけども、実

は関西万博の時に岩谷産業株式会社さんが水素エンジンの船を造っていますので、南海フェリーさんもそれに变えたらどうですか。水素の船がありますので。実際に走って就航されていましたので、そういう可能性もいろいろあるということも含めて是非検討をお願いしたい。

今回、水素の自動車に関しては、私は家業的に水素ステーションが無いという話をよく言われますが、油屋さんの業界としては水素自動車が出た時に、水素自動車がシェアの3割を超さないとガソリンスタンドとしては取り込めないと10年、15年くらい前に業界の新聞に出ていました。業界としては車のシェアがないとできないというのと、逆に言うと車に乗っている人はガソリンスタンドのように水素ステーションがいろんな町にないと気軽に乗れないという話も言われています。

そういうところの問題が実はあるので、今回水素ハイブリッド車の実験といいますか、周遊することは非常に良いと思うんですけど、ただ場所としては今、徳島県にあるのは1か所だと思うんですが、それは変わらない、間違いありませんよね。

奥田サステナブル社会推進課長

岡田委員より、現在の県内の水素ステーションの数について御質問がございました。

現在、徳島市川内町にある固定式の水素ステーション1か所と、徳島市万代町、板野町の道の駅で運営されている移動式の水素ステーション2か所の、計3か所となっております。

岡田理絵委員

移動式の分は廃止する話ではなかったんですか。継続して未来永劫続いてやってくれるんですか。

奥田サステナブル社会推進課長

移動式につきましては、令和10年3月までは継続ということで決まっております。その後は現在、未定の状況でございます。

岡田理絵委員

それと実際に水素自動車MIRAIに乗っている方も何人か知り合いにいまして、水素を補給する場所が東亜合成株式会社の1か所しかないというお話もあって、それで当然、目的地から帰ってくる計算をして行けるか行けないかというのと、遠出するのには不向きであるというようなお話も実際に頂いています。

今回ハイエースでの実証実験をしてもらった話なんですけど、ただこの問題は補給の話が出てきていなくて水素エンジンとしての実証実験ですので、そこの部分と併せて補給する場所も広めていくことも考えていかないと、市場である水素自動車の普及にはつながらないと思いますし、実際、水素ステーションは造らないのかみたいなお話も聞くんですけど、そこまで至っていないのが現実です。

さきに申したように台数が増えるか、水素ステーションが増えるかという卵と鶏の議論があります。こうやって実証実験してくださるという分には非常に有り難いと思うんです

けど、それが実証実験ではなくて、徳島県として水素エンジンの車が増えていくということも前提に考えてもらいながら実証実験してもらおうという部分と併せて、水素を補給できる場所の在り方も考えていってもらわないと。

車だけ普及しても補給場所が、私のところは鳴門の近くなのでいいんですけど、西の方とか、南の方とかとなると補給しに来て帰ったら水素が無いという話も現実にありますし、皆さん県外に行こうと思ったら水素ステーションがある所を探して行かれているようなんです。

そうなってくると、メインになる車は別に電気なりガソリンなりのがあって、その次にセカンドカーとかで水素車を使うという部分では良いのかもしれないんですけど、普及していくには、一つには補給できる場所を併せて考えていっていただきたいんですけど、いかがですか。

奥田サステナブル社会推進課長

水素インフラの整備につきましては、委員がおっしゃるとおり多額の費用と運営費が掛かってくることから、安定した運営のためには水素需要の創出が不可欠でございます。

需要創出に向けましては、国の水素モビリティ重点地域に選定され、今後水素モビリティの普及が見込まれる隣県の兵庫県をはじめとする関西各府県との更なる連携強化を図りまして、広域的な物流ネットワークの構築につなげて水素利活用を推進することで、民間主導の取組を促進してまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

是非、前向きに導入するなら、それが使える環境というのを徳島県で整えてもらうように要望したいと思います。

それと、消防団の方たちとお話をしていますと水素のハイブリッド車のみならず、電気自動車とか、いろんなエネルギー形態の車が出てきて、緊急時に最前線で対応される方がその取扱いがなかなか分からないという話もありますので、もしこの機会にそういう最前線で働かれている方とか、またボランティアをされている方たちに見てもらえる機会とかを作ってもらって、是非どう対応したらいいかというところを広めてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

奥田サステナブル社会推進課長

委員御提案のとおり今後、電気自動車や燃料電池車、さらには水素エンジン車といった多様な車種が広く普及していく中で、車両火災時における特殊な消火手順や、車両ごと浸水してしまった際の脱出救助等の取扱いは極めて重要な課題であると認識しております。

こうした次世代車両の安全確保に係る手順につきましては、まず車両構造を最も熟知している製造メーカーに対し、消防機関やユーザーに対するより一層の丁寧な情報提供と周知を行うようしっかりと働き掛けてまいりたいと考えております。

これと併せ、県としても関係機関と緊密に連携しながら、適切な取扱方法の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

一方、これら電動車や燃料電池車につきましては、単なる移動手段にとどまらず、災害

時においては走る非常用電源として、避難所等へ欠かすことのできない電力を供給できるという大変優れた防災機能を有しております。

県においては、これまでも防災フェスタ等のあらゆる機会を通じまして、給電機能の有効性について発信してまいりました。

今後は災害時における優れた有用性と、いざという時の安全な取扱いの双方の観点から周知啓発を図り、災害に強い地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

安全に扱うことによって安全に終わるんですけど、消防団の分団の方たちと話をしていたら、万が一間違ったらというところと、どこをどうしていいかわからないから、そのままどうしたらいいと思っている間にそのことが大きくなってしまったというようなお話もありました。

是非、最前線で活動されている方に関しては、早急にその部分でこういうふうな扱いをしてくださいという車のメーカーさんからの取扱書みたいなものを広めていただくとともに、安心していけるような環境づくりを作っていただくことを要望して終わります。

元本章生委員

時間も押しているようでございますので予定を変更して、私からは多文化共生社会の実現について簡単な質問をさせていただけたらと思います。

御承知のとおり本県では人口減少、高齢化が進行する中、産業の担い手不足やコミュニティの維持が課題となっている地域がたくさんございます。

そのような中、県内で働いておられる技能実習生などの皆様は、経済や社会を支える重要な存在となっております。外国人住民が安心して暮らし働く環境を整備することは、人材確保にとどまらず活力の維持やにぎわい創出にもつながるものと考えております。

そこでお伺いさせていただきたいと思います。

県では在住外国人支援施策を地域活性化やコミュニティの維持にどのようにつなげようとしているのか、また県では外郭団体の見直しを進めておられますが、県の国際交流協会をはじめ市町村や民間団体、日本語教室など、多くの関係者が外国人支援に取り組んでいる中、それぞれの役割分担、連携体制をどのように構築していくのか、お伺いいたします。

平山尚道委員長

小休します。（11時44分）

平山尚道委員長

再開します。（11時44分）

井口労働雇用政策課長

前半部分と後半部分に分けて、お答えさせていただきたいと思います。

委員お話しのとおり、現在県内では過去最高の7,400人に迫る外国人労働者の方がいらっしゃいます。また労働者を含む全ての外国人というところでいきますと1万人近くと

いうことでございます。

実は、技能実習であれば5年間というところがあったのですが、今後育成就労制度になりますと、1年目、2年目以降に転籍が可能、勤めている会社を変われると。そうなってくると、徳島の企業が外国の方に来ていただいても技術を教えた段階で、より条件の良いところとか、他県のほうとか、違う会社のほうが良いというおそれはございます。

こうすることで事業主の方に対しましては、育成就労制度が来年4月から始まりますので、そういった条件面等々の制度の説明会をしてサポートするとともに、外国人材の生活環境の整備への補助金を今回追加するべく、補正予算で上げさせていただいたところでございます。

また、外国人の方にそのまま徳島県内にいらっしゃっていただくためには、それぞれの地域との共生が何より大事でございます。

また、団体そのもののことは後で御答弁させていただきますが、TOPIAさんを通じて地域での日本語教室の開催であるとか、事業主のほうでも地域での理解促進が進むよう、事業主独自で外国人の方に対しまして、それぞれの地域との共生に向けて取組を進めているところでございます。

地域によりましては秋祭り等の担い手が足りないところを地域の外国人の方が担われて、大変盛況であったというお話も聞いております。

当然、行政としましては、国籍問わず様々な方に共生していただくというのが大事でございます。市町村をはじめ、ごみの出し方一つから、それぞれ多言語で表示して理解促進等々にも努めているところでございます。

外国人材、日本に來られて就労での雇用管理の面と、そういった共生の面、それぞれの課題があると思いますので、それぞれ庁内連携しながら対応していきたいと考えています。

元木章生委員

近年、地元におきましても技能実習生の方が都市部へどんどん流出してしまうというようなことも、事業主さんからお伺いしているところでございます。

先ほど、ごみの話ですとか、お祭りへの参画等の御答弁を頂いたところでございますけれども、是非外国人の方に選んでいただける徳島づくり、ぬくもりのある、包容力のある地域づくりに向けて、しっかりと支援を頂きまして、にぎわいと活力につなげていただきたいと思います。

そしてまた、日本語教室についても御答弁を頂いたところでございます。日本語教室あるいは日本人向けの外国語教室というのは単なる語学学習の場ではなく、外国人住民と地域の住民が交流して相互理解を深めるコミュニティの拠点としても重要な役割を果たしていると考えております。

つきましては、県内の日本語教室の現状をどのように評価しているのか、また指導者やボランティアの確保など現場が抱える課題に対してどのような支援を行っているのか、お伺いして質問を終わらせていただきます。

平山尚道委員長

小休します。（11時49分）

平山尚道委員長

再開します。（11時49分）

山名多文化共生・人権課長

元木委員からの御質問にお答えいたします。

在住外国人に関しましては、地域の経済活動を支える大きな力となっている一方、日本語を十分理解できないことによる地域での孤立や近隣住民とのトラブルなどが懸念されておりまして、日本語教育の必要性はますます高まっております。

先ほども説明があったと思いますが、特定技能という新たな在留資格を創設した出入国管理及び難民認定法の改正に伴いまして、令和元年6月28日には外国人の日本語教育を推進する施策の実施を国と地方自治体の責務とする日本語教育の推進に関する法律が公布、施行されております。

また、同法の規定に基づきまして、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針が令和7年9月に改定されております。

県におきましても、昨年度12月に徳島県日本語教育の推進に関する基本方針を策定いたしました。その基本方針に基づきまして、公益財団法人徳島県国際交流協会TOPIAや地域の国際交流協会、外国人支援団体と連携した地域の日本語教室や、オンライン日本語教室の開催、外国にルーツを持つ小中学生の日本語指導を行うサマースクールや、日本語教室受講者のための託児サービスなどを実施いたしまして、全ての県内在住外国人に日本語の学習機会を提供できるように、地域で日本語を学べる環境整備に取り組んでいるところでございます。

また、各圏域に配置いたします地域日本教育コーディネーターを総括する総括コーディネーターを引き続き徳島県国際交流協会に配置いたしまして、有識者や当事者を含む総合調整会議などを開き、その定期的な事業を見直す、また日本語の支援ボランティアの養成講座やスキルアップ講座を実施いたしまして、日本語教育に携わる人材育成など、持続的に地域の日本語教育を発展させるような体制づくりを図っております。

また、日本語教育の実績でございますが、令和7年度徳島県国際交流協会で開催いたしました教育の受講者数につきましては405名で前年度から66人増加、その他の県の委託事業として実施した日本語教室では193名が受講をいたしている状況でございます。

曾根大志副委員長

私からは、とくしま安全・安心！飲食店応援事業につきまして1点だけ質問といたしますか、要望をお伝えさせていただきます。

このクーポンなのですけれども、確かに使用者の方の購買意欲や外食への意欲を向上させ、経済を回す一手になると思っております。それと同時に反対側、使っていただく側である事業者の方からすると、手元にクーポンが残るようになります。このクーポンの売上げは飽くまでも売掛金、債権となります。

何を申し上げたいかと言いますと、要するに現金ではないのです。債権になります。売掛金の回収、ここで言うと県からの入金が遅れるとその分、手持ちの現金、キャッシュ

ローが悪くなり小規模の事業者ほど次の仕入れ、在庫の補充に影響が出ます。

このようなことが起こらないように、クーポンの現金化、換金につきましても是非早い対応をしていただき、できるだけ早く事業者の方の元に現金を届けていただけるよう強くお願いします。

中村安全衛生課長

ただいま曽根副委員長から、とくしま安全・安心！飲食店応援事業の速やかな換金体制についての御要望等、お話がございました。

この事業では物価高騰の影響に直面する飲食店事業者を経済的に支援するために、速やかな制度設計に向けプロポーザル公募にて委託業者を選定いたしたいと考えております。

特に換金業務につきましては、先ほど副委員長のお話にもありましたように事業者支援に直結するため、丁寧かつスピード感を持って体制を構築する必要があると認識してございます。

委託業者の選定に当たりましては、多くの飲食店事業者の方々に御参加いただけるよう、分かりやすい事業説明や専用ウェブサイトの構築のほか、換金に係る事業者負担への配慮、サポート体制の充実などを審査でのポイントにしたいと考えているところでございます。

県といたしましても、飲食店事業者の方々に速やかに支援が届けられるよう、最適な手法を提案する委託業者を選定いたしまして、経済支援を実感いただける事業となるよう、体制構築に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

曽根大志副委員長

県といたしましても、しっかりと対応を考えていただけることを理解いたしました。よろしくをお願いします。

平山尚道委員長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、申し上げます。

扶川議員から発言の申出がありました。

委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

先ほど福山委員さんも取り上げられた、ごみ処理の広域化についてお尋ねします。

平山尚道委員長

委員各位にお諮りいたします。

扶川議員の発言を許可したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。
質疑をどうぞ。

扶川敦議員

ありがとうございます。昼を過ぎて申し訳ないです。

先ほども御答弁ありましたが、人口5万人以上、または面積400km²以上の計画対象地域を構成することとする循環型社会の交付金制度が作られるなど、25年前からずっと広域化が課題として進められてきました。

この制度について、さらにその後、これも早い時期からやられているのだと思いますが、施設数が広域化により減った場合、それから参加市町村が増えた場合、交付税交付率がアップするという仕組みがありますが説明してください。

加藤資源循環課長

ただいま扶川委員外議員より、ごみ処理施設の広域化についての交付金のかさ上げについて御質問を頂きました。

ごみ処理施設の整備費用を支援する国の循環型社会形成推進交付金につきましては、ただいまの委員外議員からございましたように面積と人口の要件で、広域化施設にする場合には3分の1の交付比率でございますが、国におきましては、更なる広域化を推進する観点から令和6年3月に新たな通知が発出されておりまして、令和6年度以降に着工する施設について、広域化により廃止される施設数と新たに広域化の枠組みに追加される市町村数の合計が4市町村以上となる場合につきましては、5分の2にかさ上げされるというふうに制度が改められているところでございます。

扶川敦議員

この交付金がかさ上げされた例というのは、県内でこれまでありますか。

加藤資源循環課長

県内のごみ処理施設につきましては現在稼働中のもの、それから新たな施設整備を検討しているもの、それぞれの市町村で検討されておりますが、本制度の創設された令和6年度以降に、この制度の対象としていわゆる補助率、交付率がかさ上げされたものは構築されていないという現状になっております。

扶川敦議員

県民にとったら有利な交付金が使われるということは、当然ながら税金の節約、自分たちのサービスに使われる財源が確保されるということで非常に重要なわけで、これが使われるように、これまでないから、これからはっきりやらないといけないんですよ。

例えば徳島市だと、仮に450億円の施設を造ったら、雑白な計算ですけど150億円補助が出るわけでしょう。これが5分の2になったら180億円になって30億円も違ってくるんです。施設の整備費の補助というのが。これは県全体の全ての施設に当てはめていくと相当なお金です。

遠藤市政の1期目の時には6市町村での広域処理を計画しましたが、これが実現したら私はかさ上げが実現できたと思うのです。しかし、なぜか単独処理に舵を切って実現しませんでした。

今また広域化の方向で、北島町が参加を求めたりして頑張ろうとしているわけですが、先ほども答弁があった第6期徳島県廃棄物処理計画、令和8年度から令和12年度の中で今年、来年、再来年と具体化、県内の広域化計画を進めていくわけですが、この計画というのは市町村が要望したら、これはアメリカではゲリマンダーなどが問題になっていきますけど、東部、西部、南部とか、大きく機械的に分けてしまうのではなくて、市町村の要望に応じて組み合わせができる仕組みと考えてよろしいですか。

加藤資源循環課長

ごみ処理施設の広域化につきまして今後、県で検討します広域化計画についての御質問を頂きました。

県におきましては、長期的な視点でごみ処理施設の広域化、集約化に向けた検討を来月立ち上げる協議会を中心に開催することといたしまして、この中には全ての市町村と一部事務組合に御参画いただくこととしております。

この協議会の中では今後の人口減少や資源循環の拡大を見据えて、協議会の検討の中で市町村ごとに個別のアンケートやヒアリング、また必要に応じまして関係者間での協議を重ねていくことで検討を深めていきたいと考えておりまして、これにつきましては現状の広域化の計画の中には西部、東部、南部というようなブロックみたいなものも設定しておりますが、これにとらわれず柔軟な形で、一体どういうごみ処理の在り方が有効なのかというのを各市町村の皆様と一緒に、県が総合調整機能を発揮して検討を進めてまいりたいと考えております。

扶川敦議員

御承知のように第5期の計画の中で、中央広域環境施設組合は主な成果としてうたわれていて、これは非常に期待されていました。

ところが吉野川市が抜け、板野町も抜けようとしています。この原因は、組合から各構成自治体に対して、しっかり情報共有が行われず信頼関係が崩れたことにあると言われてますし、私もそう思いますが、今は信頼関係どこですかね。

昨日、私が刑事告発しましたように、住民の信頼さえ失わせるような疑惑まで浮上しています。こんなことでは絶対にいけないと思います。

しかし、広域化そのものは人口減少の中で事務効率化、それから先ほどもあった資源循環型の社会、処理を確立していく上で必須のものですから避けては通れません。それを促進する後押しとなるのが国の交付金制度です。

ですからこれが、御答弁いただいたように自由にある程度、市町村間の裁量で話合いで広域化できるのであれば、形はどうでもいいと思うのです。板野は藍住インターがありまして、それから徳島市の沖洲まで高速道路に乗ったら一直線です。仮に沖洲であればその間の住民に御迷惑を掛けることなく、そういう処理ができます。そういう柔軟な体制を進めていきたい。

県として市町村に対してこれまで、そういう観点で、どのような働き掛けをいつ行ってきたか、報告できる内容があったら教えてください。

加藤資源循環課長

広域化を推進する上で、特に令和6年以降のかさ上げにつきまして、広域化を推進するということで発せられた通知につきましては、県から全ての市町村、一部事務組合に発出させていただくとともに、担当の課長会議等、各種の説明会や会議の場を使いまして、あらゆる機会を通じて周知を図ってきているところでございます。そういったところを各市町村におきまして認識いただき、今後の2050年を見据え長期的な視点でのごみ処理の広域化がどうあるべきかというのを、これから更に検討を深めていきたいと考えております。

扶川敦議員

一般廃棄物の処理は市町村の事務ですから、市町村の主体性が尊重されるのは当然ですけど、これは住民にとったら、先ほども申し上げたように直接、自分たちの負担に掛かるお金がどうなるかという切実な問題なのです。

市町村だけが住民サービスを担っているわけではないですよ。県も実際に、例えばそれぞれの炉から出た灰を集めて、例えば四国全体でそれを灰溶融して希少な金属とかを取り出す、リンを取り出したりするような、そういう研究も今されていて、前にもお聞きしましたが、徳島県もそれに協力していますよね。公益財団法人廃棄物・3R研究財団のやっている事業に。こういう方向性なのです。これを県として、県民に対しても直に、こういう大事な事業なのだという広報、啓発をしていただきたい。

そういう機運を醸成することが市町村の中での議論にも後押しすることになると思うので、これは是非お願いしたいのですが、いかがですか。

加藤資源循環課長

ただいま、県として県民の皆様への周知啓発を進めるべきという、扶川委員外議員からの御質問、御提言を頂きました。

先ほど委員外議員からございましたように、一般廃棄物の処理主体は市町村でございまして、どの市町村におかれましても住民の皆様の見解、そして当然、市町村議会でございますので、議会の意見も踏まえながら検討しており、ごみ処理がどうあるべきかというのでも啓発広報をしながら検討しているものと認識しております。

県としては大きな視点から、これからの2050年に向けた長期的な視点で、資源循環の必要性が非常に高まってくるサーキュラーエコノミーという時代の中で、どういうふうにごみ処理があるべきかということについては問題提起も含めて、県民の皆様への啓発というものも含めて実施していきたいと考えております。その中で市町村の皆様と一緒にごみ処理の広域化はどうあるべきかというのを考えてまいりたいと考えております。

扶川敦議員

大体お聞きしたいことはお聞きしたのですが、県の広報誌もあるではないですか。

先ほど脱炭素のことも議論されました。水素のことも議論されて、いろんな観点で議論

を今、この委員会でされていますけど、脱炭素の上でも重要ですよ、ごみの問題というのは。そういう広報というのは、県としてやっていますよね。

一般廃棄物だけではなくて、産業廃棄物もありますよね。その産業廃棄物、一般廃棄物も含めたごみ処理というのが、これからの日本にとったら資源を確保して、この度、石油で大慌てしましたが、そういうときにも危機管理ができるような経済体制を作っていくために是非必要なわけです。

国内にある鉱山は今、都市鉱山ですよ。見渡したらプラスチックも金属も街にあふれています。こういうものを100%回収し資源化すれば、輸入しなくていいわけです、極端に言えば。そうならないでしょうけど。

そういう観点で、本格的に舵を切ろうという方向で国は動いていると思いますので、県もその先端に立たなければいけない。市町村に対しても働き掛けるし、県民自身にも県が働き掛けなければいけないと思います。

広報紙、例えばOUR徳島なんかを使って、新聞折り込みなんかもさせていただいて、広報していただいけませんか。もう一回お答えください。

加藤資源循環課長

資源循環の取組について普及啓発をするべきだという扶川委員外議員からの御提言を頂きました。

資源循環、サーキュラーエコノミーというものについて、重要性につきましては我々も深く認識をし、これからの未来に向けて廃棄物処理がどうあるべきかということについて、様々な技術ですとか状況みたいなものも、我々自身も研究、検証していく中で、必要な広報活動についても併せて検討してまいりたいと考えております。

扶川敦議員

技術、胸躍るような技術を広報する。それは大事なことです。

でも、先ほど申し上げたでしょう。徳島市だと、あと1自治体、手を上げて一緒にやれば30億円のお金が違ってくるのです。徳島市民のお財布に直に影響するのです。これはほかの自治体だって一緒です。このアプローチというのは大事です。それを具体的に県として県民に対して発信していただきたい。

たちまち徳島市民に対して30億円余分に掛かるのだよと、広域化しなければ。あと1自治体、加わるか加わらないかでそれだけ違ってくるのだよと担当者には伝えていただきました。でも知らないでしょう、市民が。県として是非やっていただきたいということをお願いして、終わります。

平山尚道委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

生活環境部・労働委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、生活環境部・労働委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第20号、包括的な人権施策の積極的な推進及び差別の解消に向けた取組に関する請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

加藤生活環境部長

それでは、請願第20号につきまして、御説明させていただきます。

まず、項目1の人権尊重の社会づくりに向けた施策の推進につきましては、県では、人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、国籍や文化等の違いを超えて、誰もが県民の一員として尊重される社会づくりを推進しております。また、人権全般を包括した総合的な人権条例の制定を見据えた検討を行っているところでございます。

次に、項目2の人権課題への理解を深める教育・啓発の充実につきましては、県立人権教育啓発推進センター（あいぽーと徳島）を拠点としまして、各種講座の実施や企業・団体等への講師派遣を通じた学習機会の提供を行っているほか、毎年11月の人権教育啓発推進月間には、国や市町村、関係団体等と連携した啓発事業を展開するなど、人権課題への理解促進、教育・啓発に取り組んでおります。

次に、項目3のデジタル社会に対応した情報リテラシーの向上につきましては、インターネット上の誹謗中傷や差別的な書き込みに対するモニタリングを行い、プロバイダ等に削除を要請するとともに、弁護士による専門窓口の設置や、ネット上の人権侵害を防ぐための講演会や研修会を実施するなど、情報モラルの啓発に努めております。

請願第20号に関する説明は、以上でございます。

平山尚道委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

福山博史委員

先ほど部長からも説明がありましたように、県においては、徳島県人権教育・啓発に関する基本計画に基づいて、人権課題への理解促進、教育・啓発に取り組むとともに、現在、

人権全般を包括した総合的な人権条例の制定を見据えた検討を行っている状況でございます。

また、本請願は、県内の様々な人権団体から提出されているものであります。こうした皆様の御期待を真摯に受け止め、人権条例の制定、人権課題への正しい理解、また、新たな人権課題への対応などに、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいという思いから、本請願は採択すべきと考えます。

平山尚道委員長

それでは、本件については採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第20号

これをもって、生活環境部・労働委員会関係の審査を終わります。

以上で、本日の総務委員会を閉会いたします。（12時13分）